

令和 7 年 4 月 23 日（水）

仙台・宮城の未来を拓く「グローバル人材」に

令和 7 年度 海外留学支援奨学金（第 9 期） 募集要領

募集期間 令和 7 年 4 月 23 日（水）～ 5 月 20 日（火）17:00（必着）



公益財団法人
仙台市産業振興事業団
SENDAI CITY INDUSTRIAL PROMOTION ORGANIZATION

起業・経営支援部 組織活性推進課

目次

I.	海外留学支援奨学金の概要.....	3
1.	事業目的.....	3
2.	本奨学金のメリット・特徴.....	3
3.	対象者.....	4
4.	対象留学・海外インターンシップ.....	4
5.	定員.....	4
6.	奨学金貸与額（無利子）.....	5
II.	申し込み・審査.....	5
1.	申し込み方法.....	5
2.	審査日程.....	6
3.	審査項目.....	7
III.	仙台都市圏での創業または地場企業への就業の定義 及び 返還免除の要件について.....	7
IV.	注意事項.....	8
1.	奨学金の返還について.....	8
2.	連帯保証人の選定について.....	8
3.	その他.....	8
V.	その他ーお役立ち情報.....	9
1.	キャリアコン仙台 就職や将来のキャリア等に関する無料のお悩み相談.....	9
2.	仙台市起業支援センター アシ☆スタ 仙台地域で起業を志す方のための起業支援センター ...	10
3.	センダイシゴト体験 「働く私」を知る長期有給就業体験・インターンシップ.....	10
4.	センダイシゴト大学 働き方の違いを深掘りする少人数制業界・シゴト研究イベント.....	11
VI.	お問い合わせ・書類提出先.....	12
VII.	よくあるご質問（Q&A）.....	12
別表	地域による奨学金日額（海外留学及び海外インターンシッププログラム参加希望者）.....	14

I. 海外留学支援奨学金の概要

1. 事業目的

仙台市産業振興事業団では、仙台・宮城地域の活性化・国際化に寄与する「グローバル人材」を育成するため、「海外留学奨学金（第9期）」の奨学生を募集します。

本事業におけるグローバル人材の定義

多様性を受容し他者と協働しながら、グローバルな視点から社会課題の解決に積極的に取り組み、仙台都市圏での創業や就職を通じて地域経済の活性化に寄与する人材

留学で培った語学力、チャレンジ精神、広い視野等様々な能力を、仙台・宮城の発展に生かしたいという高い志を持つ学生のみなさんのご応募をお待ちしています。

2. 本奨学金のメリット・特徴

① 多彩なキャリアサポートで、仙台都市圏での創業や就職を後押し！

- ・ 奨学金受給者に対し、仙台都市圏での創業・就職を促進するため、仙台市産業振興事業団の職員があなたの就職活動を全面的にサポートします。留学中はオンラインによるフォローアップ面談を定期的に実施し、帰国後は就活イベント情報等を随時案内。個別の状況に応じた支援を提供します。
- ・ 無料のキャリア相談も充実。キャリアコンサルタント有資格者による個別アドバイスが無料で受けられます。（詳細は「[キャリアコン仙台 就職や将来のキャリア等に関する無料のお悩み相談](#)」をご確認ください。）

② 仙台都市圏での地場企業等への就職または創業で、奨学金が全額免除に！（※）

- ・ 本奨学金は貸与型のため返還義務があります。ただし、仙台都市圏で通算 36 ヶ月間創業または就業することで、返還が全額免除されます。
- ・ 地域経済の発展に貢献できるキャリアを築くことができます。

③ 他奨学金との併用も OK！

- ・ 日本学生支援機構（JASSO）や大学独自の奨学金制度との併用が可能です。
（当奨学金との併用が可能かどうか、併用予定の奨学金制度の要綱等を十分にご確認ください。）

※ 詳細は「Ⅲ. 仙台都市圏での創業または地場企業への就業の定義 及び 返還免除の要件について」
をご確認ください。

3. 対象者

留学およびインターンシップでの経験を仙台・宮城の発展に活かし、仙台を拠点に、グローバルに活躍する人材になることを志す方で、以下の要件を満たす方

〔共通事項〕

- ① 日本国籍を有すること
- ② **仙台市内に居住していること**
- ③ 海外留学等する年の4月1日現在の年齢が29歳以下であること
- ④ 心身共に健康で、法令を順守し、不法行為をしないこと
- ⑤ **仙台都市圏における創業または仙台都市圏の地場企業等への就職を強く希望していること**
- ⑥ 以下のいずれかに該当する海外留学または海外インターンシップを行うこと
 - i) 海外の大学への直接留学
 - ii) おおむね半年から1年程度を限度とした協定留学または協定外留学
 - iii) 最低2週間以上の海外インターンシッププログラムへの参加
- ⑦ 2025年12月頃までに留学先等に出発すること
- ⑧ 仙台市産業振興事業団が実施する海外留学事前研修会等に参加すること

〔個別事項〕

協定留学、協定外留学、海外インターンシップを行う場合は、以下の要件も満たす方

- ① 宮城県内大学の正規の学部生又は修士課程に在籍していること
- ② 海外留学等終了後、県内大学に戻り学位取得のため学業を継続すること

4. 対象留学・海外インターンシップ

いずれの場合も実際に海外への渡航を伴う場合が対象です。

- ① 直接留学 … 県内高校を卒業し直接、海外の大学へ進学するもの
- ② 協定留学 … 海外の大学との協定に基づき、県内大学に在籍したまま、海外の大学への派遣プログラムに参加するもの
- ③ 協定外留学 … ②以外の海外留学で、県内大学に在籍したまま海外の大学へ留学するもの
- ④ 海外インターンシップ … 県内大学に在籍したまま、海外においてインターンシップに参加するもの

5. 定員

1、2名（書類審査、面接審査により決定します）

6. 奨学金貸与額（無利子）

「別表 地域による奨学金日額（海外留学及び海外インターンシッププログラム参加希望者）」に定める奨学金日額 × 留学等日数 の額を貸与します。（上限あり）

条件	上限額
おおむね 1 年間の留学	110 万円
おおむね半年間の留学	55 万円
海外インターンシップ	20 万円

貸与額例)

- ① 台北に 1 年間の留学をする場合

1,900 円 × 365 日 = 693,500 円 → 693,000 円（千円未満切り捨て）

- ② ロサンゼルスに半年の留学をする場合

3,200 円 × 182 日 = 582,400 円 → 550,000 円（上限額に達するため）

- ③ ニューヨークで 2 ヶ月のインターンシップに参加する場合

3,200 円 × 60 日 = 192,000 円 → 192,000 円

留学およびインターンシップいずれの場合も、渡航する地域、期間により金額は異なります。

必ず「別表 地域による奨学金日額（海外留学及び海外インターンシッププログラム参加希望者）」を確認の上、申請してください。**なお、奨学金は渡航前に一括で全額貸与します。**

※ 申請書に記載の日数と実際の渡航日数が著しく異なる事由が発生した場合、貸与済みの奨学金の返還を求める場合があります。予めご了承ください。

II. 申し込み・審査

1. 申し込み方法

下記の申請書等応募書類一式を、郵送または直接持参にてご提出ください。

願書は、募集 Web ページ（<https://sendaidehatarakitai.jp/ryugakusyogakukin>）よりダウンロードしてください。

募集期間 令和 7 年 4 月 23 日（水）～ 5 月 20 日（火）17:00（必着）

〔応募書類〕

- ① 成績証明書
- ② 仙台市内の居住を確認できる書類（住民票、マイナンバーカードの表面、運転免許証等）の写し

下記書類も併せてご提出ください。

A) 直接留学の場合

- ① 願書（留学用）
- ② 県内高校の卒業証書の写し
- ③ 留学決定を証明する書類

B) 協定留学 及び 協定外留学の場合

- ① 願書（留学用）
- ② 在籍する県内大学の学生証の写し
- ③ 留学決定を証明する書類

C) 海外インターンシップの場合

- ① 願書（インターンシップ用）
- ② 在籍する県内大学の学生証の写し
- ③ 海外インターンシッププログラムの受入決定が分かる書面

【書類提出先】

公益財団法人仙台市産業振興事業団

起業・経営支援部 組織活性推進課 海外留学支援奨学金担当 宛

〒980-6105 仙台市青葉区中央 1-3-1 AER 5 階

TEL：022-748-6877

E-mail：koyoushien@siip.city.sendai.jp

※ 平日 9 時～17 時（土日祝日を除く）の営業時間中に受付します。

※ ご来訪の際は、AER 商業棟エレベーターまたはエスカレーターにてお越しください。

2. 審査日程

各審査の日程については下記の通りです。

	実施日	結果通知日
書面審査	募集終了後、随時	5 月下旬
面接審査（対面）	5 月第 5 週を予定	6 月上旬

面接審査は、対面による面接を予定しています。

会場： 公益財団法人 仙台市産業振興事業団 会議室（[アクセスマップはこちら](#)）

面接審査（対面）の実施日は、決まり次第、随時更新します。

面接審査の別日は設けておりません。指定された面接日及び時間に必ず参加してください。

審査結果は、願書に記載の E メールアドレス（本人宛）へ、<koyoushien@siip.city.sendai.jp>の E メールアドレスより通知します。

3. 審査項目

本奨学金は、「仙台都市圏（※1）」で「グローバル」に活躍する人材の育成を目的とした奨学金です。このことから、将来グローバル人材として活躍するためにどのような目的意識を持って留学するのか、下記の項目に基づき審査・評価します。

	審査項目	評価の観点	配点
1	仙台都市圏での定着と活躍見込み	仙台都市圏での創業や就職によりグローバル人材として活躍し、地域経済の活性化に寄与する見込みがあるか。	15
2	留学の計画性	将来の夢の実現に向けた留学目標と内容を設定し、計画的に取り組むことができるか。	15
3	事業目的の理解	申請内容が本事業の目的とするグローバル人材の育成と合致しているか。	10
4	精神的強さ	新しいことや困難なことに柔軟に対応し、やり遂げる気持ちの強さがあるか。	5
5	コミュニケーション能力と積極性	異なる価値観を受け入れて他者とも協働し、未経験のことに積極的に挑戦する意欲はあるか。	5
〔合計〕			50

Ⅲ. 仙台都市圏での創業または地場企業への就業の定義 及び 返還免除の要件について

仙台都市圏（※1）での創業または地場企業（※2）への就業から通算 36 ヶ月経過すると、奨学金の返還が全額免除されます。なお、正社員としての就職が返還免除の対象です。

※1 仙台都市圏とは仙台市を含む次の地域を指します。

塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村

※2 仙台都市圏の地場企業等の定義は以下の通りです。

仙台都市圏に本店又は主たる事務所を置く株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人のことを指します。

支社又は事務所が仙台都市圏にあっても、本店又は主たる事務所が仙台都市圏外にある法人は含まれません。また、学校法人および宮城県・仙台都市圏内の市町村職員や学校教員も対象外となりますので、ご注意ください。詳しくはお問い合わせください。

IV. 注意事項

1. 奨学金の返還について

当奨学金は、貸与奨学金（無利子）です。

仙台都市圏以外での創業・就職の場合は、奨学金の返還が必要です。

- ・ 返還額は月額 1 万円以上となります。
- ・ 返還開始は、大学卒業後 6 カ月経過時点からとなります。
- ・ 返還方法は、原則として明治安田収納代行サービスによる自動口座引き落とし（毎月 27 日）となります。口座引き落としにかかる手数料は、当財団が負担します。
- ・ お振込みによる返還の場合は、振込手数料は返還者の負担となります。
- ・ 大学院への進学や傷病、生活困窮により奨学金の返還が困難な場合は、返還猶予や減額返還（毎月の返還額を減らし、返還回数の変更を行うことです。返還しなければいけない元本は変わりません）の制度があります。
- ・ 滞納が発生した場合には、連帯保証人へ連絡及び返還請求を行います。また、年利 5%の延滞金を徴収することがあります。
- ・ 本人が死亡した場合や精神もしくは身体の機能に著しい障害が生じて働けなくなった場合には、奨学金の全部又は一部について、返還免除を受けることができます。

2. 連帯保証人の選定について

審査通過後、奨学金の振込に際しては、連帯保証人の選定が必要です。

- ・ 連帯保証人とは、原則として本人の父または母とします。父母がいない場合には、本人の兄弟姉妹・おじ・おば等 4 親等以内の成年親族（本人の配偶者除く）とします。本人が未成年の場合は親権者（親権者がいない場合未成年後見人）とします。
- ・ 審査通過後、奨学金の振込に際しては、連帯保証人を選定して頂く必要があります。
- ・ 審査通過後、借用書に連帯保証人の自署・押印が得られない場合は、奨学金の貸与はできませんので、願書提出前に連帯保証人となる方に事前に話をしておいてください。

3. その他

- ・ 本事業により海外留学の支援を受けた方には、留学等からの帰国後と大学を卒業し就職後の原則 2 回、留学等の体験談に関するレポートを提出していただきます。
- ・ 採用された奨学生の方には、仙台市が実施する学生向け事業についてご案内するほか、当財団が行う留学生の生活状況等の調査及び国際交流等に関する事業への参加についてご案内をお送りすることがあります。また、留学を希望する学生向けセミナー等への登壇をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

V. その他―お役立ち情報

仙台都市圏における創業または仙台都市圏の地場企業等への就職に向け、ぜひご活用ください！

1. キャリコン仙台 就職や将来のキャリア等に関する無料のお悩み相談



留学への第一歩、キャリア相談から始めてみませんか？

応募前の願書の添削や面接練習、留学前の不安や迷いの整理、帰国後の就職活動を見据えた目標設定のご相談に親身に対応します！

仙台市産業振興事業団が運営する「キャリアコン仙台（キャリアコンサルティング）」は、自分のキャリアを計画し、成長させるための支援サービス。留学を目指す皆さんの強い味方です！

公的機関が運営する安心のサポートで、あなたの留学への第一歩を全力で応援します！

開催日時は予め決まっています。

詳しくは「キャリアコン仙台」（<https://sendaidehatarakitai.jp/careerconsulting>）をご確認ください。

Point !

① 参加費無料&完全予約制

相談に関する費用は一切かかりません。無料にてご相談を承ります。

また、完全予約制なのでお待たせすることなく、あなたのためのお時間を作ります！

② 国家資格を持つプロが対応

相談対応させていただくカウンセラーは、すべてキャリアコンサルタントの有資格者です。

ご相談内容は、守秘義務規定に基づき、厳守しますので、安心してご相談ください。

③ 選べる相談場所

対面相談（AER 5 階 仙台市産業振興事業団内 相談ブース）またはオンライン相談（ご自宅等、お好きな場所で）、2 種類からお選びいただけます。

2. 仙台市起業支援センター アシ☆スタ 仙台地域で起業を志す方のための起業支援センター



明日の仙台をつくる
起業家たちを
全力でアシストします

開館時間 | 9:00 - 17:00
休館日 | 土日祝・年末年始



あなたの起業を全力でアシストします！

アシ☆スタでは、起業にあたって直面するさまざまな課題を解決するためのサポートをしています。セミナーや交流イベントの開催のほか、窓口相談ではビジネスプラン策定のサポートから開業後のフォローまで、ワンストップで相談を承っています。

どうぞお気軽にご相談ください。

3. センダイシゴト体験 「働く私」を知る長期有給就業体験・インターンシップ



本格的な就職活動が始まる前に、
仙台市内の企業で長期有給就業体験・インターンシップに参加しませんか？

仙台市内の魅力的なシゴトを、6日間から数ヶ月の期間にわたって体験できる長期有給就業体験・インターンシップ事業「センダイシゴト体験」。1年間を通じて、自分の好きなタイミングで申し込みが可能。授業の空きコマや長期休みを活用して、参加してみませんか！

募集している仕事は、接客やイベント運営企画等未経験でも可能なものから、ライティングやプログラミング等専門的なスキルを身につけることができるものまで様々です。

さらに、「センダイシゴト体験」での経験は、本奨学金の願書（申請理由）にも活用可能です。アピールポイントとしてぜひ記入してください！

就活前の新常識として、学生生活の間に体験しませんか？

4. センダイシゴト大学 働き方の違いを深掘りする少人数制業界・シゴト研究イベント



就活前に仙台のシゴトがわかる業界・シゴト研究イベントで、毎月「第1水曜日」に開催しています。

毎回、業界・シゴト等のテーマごとに企業の経営者・役員3～4名をゲストとして招待し、通常の説明会では聞くことができない”ぶっちゃけ”のお話をしていただくとともに、経営者等との対話・交流をカジュアルに行うことができます。

当日は、就活のプロがファシリテーターとして、ゲストの企業に質問で切り込みます！ 何を質問したらいいの？という心配は不要です！

◎ 就職・転職お役立ちポータルサイト「仙台で働きたい！」



仙台市が運営する、就職に役立つ最新情報を集約したポータルサイトです。「仙台で働きたい！」と思えるオリジナルのコンテンツが豊富です。ぜひご覧ください！

VI. お問い合わせ・書類提出先

公益財団法人仙台市産業振興事業団

起業・経営支援部 組織活性推進課 海外留学支援奨学金担当 宛

〒980-6105 仙台市青葉区中央 1-3-1 AER 5 階

TEL：022-748-6877

E-mail：koyoushien@siip.city.sendai.jp

※ 平日 9 時～17 時（土日祝日を除く）の営業時間中に受付します。

※ ご来訪の際は、AER 商業棟エレベーターまたはエスカレーターにてお越しください。

VII. よくあるご質問（Q&A）

Q 2025 年 6 月以前、12 月以降の留学は対象になりますか？

A いいえ、対象になりません。第 9 期の募集は 2025 年 6 月～12 月に出発する留学を対象としています。次回以降の募集については、当財団ホームページ等でご確認ください。

Q まだ留学先の大学から受け入れの返事が来ていませんが、奨学金の申込はできますか？

A はい、できます。その場合、申込時点では、「学内選考へ応募（通過）したことが分かる証明書類」または「留学予定先に出願したことがわかる書類」をご提出ください。募集期間終了までに提出が間に合わない場合には、事前にその旨を当財団までお知らせください。

また、留学先の大学から受け入れの返事が届きましたら、速やかに当財団まで書類を提出してください。ただし、奨学生として採用された後に留学ができなくなった場合は、奨学生としての資格が取り消されますのでご注意ください。

Q 奨学金はいつ頃振り込まれますか？

A 振り込みは留学先等への出発 1 カ月前頃を予定しています。採用決定後、必要書類や手続きに関するガイダンス（オンラインを予定）を行います。その後、必要書類の提出があり次第、奨学金を一括で振り込みます。

Q 仙台都市圏の地場企業等の定義は何ですか？

A 詳細は「Ⅲ. 仙台都市圏での創業または地場企業への就業の定義 及び 返還免除の要件について」をご確認ください。

Q 仙台都市圏での創業とはどのようなことですか。

A 詳細は「Ⅲ. 仙台都市圏での創業または地場企業への就業の定義 及び 返還免除の要件について」をご確認ください。

- Q 仙台都市圏での創業、地場企業等への就職をしても、36 カ月経過するまでは奨学金を返済しなくてはならないのですか？
- A いいえ、仙台都市圏での創業・就業期間は返還猶予が適用となります。ただし、1 年ごとに返還猶予の申請が必要となります。
- Q 仙台都市圏の企業に就職後、36 カ月（3 年）以内に転職・失業した場合、返還はどうなりますか？
- A 仙台都市圏の企業を退職された場合、猶予期間は終了となり、奨学金の返還が始まります。その後は、再就職先によって扱いが異なります。
- ①仙台都市圏の企業へ再就職した場合は、申請により再度猶予期間となり、通算 36 ヶ月に達すると返還免除となります。なお、再就職までに当財団へ返還した奨学金は、返還免除の対象外となります。
- ②仙台都市圏以外の企業へ再就職した場合は、返還をしていただきます。
- ③失業状態が継続する場合は、返還をしていただきます。ただし、経済的理由等により、返還猶予申請が可能です。
- Q 仙台都市圏の企業での派遣登録や契約社員、アルバイトも返還免除の対象になりますか？
- A いいえ、なりません。正社員としての就職が返還免除の対象です。詳細については当財団までお問い合わせください。
- Q 応募要件に「学業を継続する者」とありますが、帰国後、卒業せずに創業する場合は申し込みできますか？
- A はい、可能です。原則は「学業を継続する者」ですが、創業等の理由があれば、申し込みができます。詳細については当財団までお問い合わせください。
- Q 奨学金の一括返還を希望することはできますか？
- A はい、可能です。原則として返還金額は月額 1 万円以上となっておりますので、ご希望であれば一括返還も可能です。
- Q 私立学校の教員・職員を目指していますが、奨学金免除の対象者に含まれますか？
- A 学校法人は本事業における地場企業等に該当しないため、奨学金免除の対象外となりますが、本事業への申し込みは可能です。ただし、審査項目の一つに「仙台都市圏での定着と活躍見込み」が含まれていますので、その点を予めご留意ください。
- Q 宮城県・仙台都市圏内の市町村職員や学校教員を目指していますが、奨学金免除の対象者に含まれますか？
- A 宮城県・仙台都市圏内の市町村職員や学校教員は本事業における地場企業等に該当しないため、奨学金免除の対象外となりますが、本事業への申し込みは可能です。ただし、審査項目の一つに「仙台都市圏での定着と活躍見込み」が含まれていますので、その点を予めご留意ください。

別表 地域による奨学金日額（海外留学及び海外インターンシッププログラム参加希望者）

（「グローバル人材育成支援事業」実施要綱 第 5 条関連）

地区	地域名・都市名	奨学金日額
指定都市	アビジャン、アブダビ、クウェート、サンフランシスコ、シンガポール、ジッダ、ジュネーブ、ニューヨーク、パリ、モスクワ、リヤド、ロサンゼルス、ロンドン、ワシントン	3,200 円
甲地方	・北米 ・欧州 ・中近東 （アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く） 【主な都市】 アムステルダム、アンカレッジ、ヴァンクーバー、エルサレム、コペンハーゲン、シアトル、シカゴ、チューリッヒ、トロント、ニューオリンズ、ハンブルグ、フランクフルト、ブラッセル、ホノルル、ボストン、マドリッド、モントリオール、ローマ	2,600 円
乙地方	指定都市、甲地方、丙地方以外の地域 【主な都市】 ウェリントン、クアラルンプール、サンクトペテルブルグ、シドニー、ジャカルタ、ソウル、ソフィア、タシケント、バンコク、プラハ、ブダペスト、マニラ、メルボルン、ヤンゴン	2,300 円
丙地方	・アジア（インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港を除く） ・中南米 ・アフリカ 【主な都市】 カイロ、ケープタウン、サンパウロ、上海、台北、ナイロビ、ブエノスアイレス、北京、メキシコシティ、リオデジャネイロ、リマ	1,900 円

地域の区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」（昭和 25 年法律第 114 号）及び「国家公務員等の旅費支給規定」（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）による。